

平成 27 年 7 月 6 日

SSTG1 ユーザーのみなさま

株式会社フェイスとの著作権侵害訴訟第一審判決について

株式会社キャンバス
代表取締役 福原誠二

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る 6 月 25 日、株式会社フェイス（以下「フェイス」という。）との著作権侵害訴訟につきまして、東京地方裁判所の判決が言い渡されましたので、ご報告をさせていただきます。

判決によりますと、フェイスが弊社製品の 1 ファイルである Template.mdb を複製・偽装して利用していた事実から、「被告（フェイス）プログラムが原告（弊社）プログラムを翻案したものであることを一定程度推認させる【（ ） 弊社注】」と認定判断しつつ、

- ①（著作権侵害の対象として弊社が主張した）Template.mdb の具体的な記述についての立証がない
- ②「フェイスが babel ソースコードの履歴管理をしていないと主張するのは虚偽である」との弊社の主張について、それを裏付ける明確な証拠がない
- ③ Excel のエクスポートにおいて、エクスポートするファイルの中身は.xlsx なのに拡張子が.xls であるというバグや、横書きの「ワシントン D.C.」を縦書きにすると、ピリオド位置がおかしくなるバグなどの共通性、後から追加する字幕番号の採番方法が小数点以下の番号を付与するという不自然な仕様の共通性、ソースコードのコメントの一致などもあながち不自然といえない

など、裏付け証拠の観点から、立証責任を負う弊社の主張が排斥されました。

弊社と致しましては、かかる判決の結果は遺憾ではございますが、「被告（フェイス）プログラムが原告（弊社）プログラムを翻案したものであることを一定程度推認させる」と認定判断されていることから、控訴審においては、この判決で指摘された点について立証方法を精査、検討し直し、改めて弊社の主張の正当性をアピールして参ります。また、既にご報告を申し上げましたとおり、弊社は、フェイスらを被告として不正競争防止法違反を理由とした不正競争行為差止請求訴訟を提起し、本月、第 1 回口頭弁論期日が開かれる予定となっております。

皆様方には、長期間にわたりご心配をお掛けすることとなり、弊社と致しましても大変遺憾ではございますが、当業界の一翼を担う弊社の社会的責任の観点からも、弊社の重要な資産である知的財産を保護し、皆様方に高品質の製品をご提供すべく、今後も毅然と対応して参ります。

何卒、SSTG1 ユーザーの皆様のご理解を賜れば幸いです。

末筆ながら、皆様方の益々のご隆盛を祈念致しております。

敬具